

宿泊税の導入についての制度の概要及び(仮称)盛岡市宿泊税条例骨子案に係るパブリックコメントの状況について

別紙 1

- 1 募集期間 令和7年5月28日（水曜日）から令和7年6月30日（月曜日）まで
- 2 募集方法 市公式ホームページの応募フォーム、郵送、ファクス及び持参
- 3 受付意見数 21件（個人：7名）
- 4 反映区分 A：骨子案等に盛り込むもの
B：骨子案等に盛り込み済みのもの
C：骨子案等に盛り込まないもの
D：その他、要望・意見・感想等

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
1	<p>導入趣旨について 「少子高齢化、人口減少社会が進み税収減及び交流人口減少が見込まれ」とされているが、少子高齢化・人口減少社会が進むと税収減につながることは理解できるものの、交流人口減少が見込まれることは理解しにくかった（実際、盛岡市の人口は減少しているが、入り込み客数はそれと関連しているとは必ずしも言えない）。</p> <p>交流人口減少が見込まれるから課税するのでなく、財源調達が趣旨であることを踏まえれば、「一方で、少子高齢化、人口減少社会が進み税収減が見込まれ、各種の観光振興施策を実施するための安定財源の確保が課題となっている。」といったところではないか。</p>	<p>全国的に人口減少社会が進んだ場合、盛岡を訪れる国内旅行者などの交流人口は減少していくことが見込まれますが、現在は大都市圏に集中しているインバウンド需要の地方誘客や、盛岡市固有の観光資源の磨き上げ及び効果的な情報発信等を宿泊税を活用して行い、交流人口の増加につなげたいと考えております。</p>	C
2	<p>税収の使途について 新規事業や事業の拡充に使う旨の記載があるが、既存事業の内容や、新規・拡充事業の内容を丁寧に整理する必要があるのではないかと。さらに、既存事業についても、見直すべき点はないのか。既存事業の効果検証を丁寧にいったうえで、税導入の必要性や使途をご検討いただきたい。</p> <p>宿泊税収は、現在の観光費（約4億）＋観光関連施設の整備・運営費に上乗せするための財源となるのか否か、資料では解釈できなかったが、市の財政環境が厳しい中でも、これまで観光施策に重点的に取り組んできたとすれば、上記の金額に必ずしも上乗せする必要はないと認識している。いずれにせよ、税導入に際しては市の考え方を明記していただきたい。</p>	<p>宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出すことであり、条例で定める特定の費用に充てるための法定外目的税として導入する観点からも、宿泊税は新規事業または拡充事業に活用してまいります。</p>	B

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
3	<p>条例の制定がまずは目的であるため、資料は条例の骨子案で、目的や納税義務者等の内容となっていますが、条例制定後は、その運用指針のような市の事業実施方針を明らかにしてすべき考えるが、如何か。市民税課では回答が難しいとは思いますが、市の姿勢としての見解を明らかにしてほしいと思います。</p> <p>全員協議会では、この税を執行する部署を独立して設置すべきと言うような意見もありました。そこまでの人員を配置は現実的には出来ないとは考えますが、観光課なりこの税を主として執行する部署はきちんとその用途を毎年把握し、この税により実施される趣旨が目に見える形で市民にも観光客にも還元できているか、ODCAサイクル等により把握し公表すべき考えるが、如何か。</p>	<p>宿泊税導入のねらいは、宿泊税を財源とした観光施策を展開し、盛岡市がより選ばれる観光地域となることで、宿泊客を増加させ、宿泊税の増収から、さらなる観光施策の展開に繋げる好循環を生み出すことであり、宿泊税は新規事業または拡充事業に活用してまいります。</p> <p>また、宿泊税の用途については第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものです。</p> <p>いただいた御意見を参考に、宿泊税の執行・効果検証を行う部署の設置や、市民・観光客への還元の把握及び公表につきまして、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、検討してまいります。</p>	D
4	<p>既存の観光地や祭りといったイベントの魅力をこれまで以上に発信するのもよいが、新しい企画イベントの立ち上げ・開催や全国規模で有名な施設やスポーツ、エンタメの誘致や開発などにも使われると、これまで以上の魅力を発信できればいいと思う。</p> <p>それにより、新たな旅行者を獲得し、観光施設や宿泊施設の収益増＝盛岡の活性化に期待したい。</p>	<p>概要資料5ページ記載の宿泊税の用途については、第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものです。</p> <p>今後も、観光客及び市内宿泊事業者からの御意見を伺いながら、今回いただいた御意見も含め、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、毎年度見直しを行ってまいります。</p>	D
5	<p>今の時代に対応したシステムの導入（AIを使った観光アプリなど）や宿泊事業者の設備投資費などへの補助金などでの活用もいいと思う。設備投資することで、ハード面の新しさ・ソフト面の新しさになどで、旅行者へのPRにもなると思う。</p>	<p>概要資料5ページ記載の宿泊税の用途については、第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものです。</p> <p>今後も、観光客及び市内宿泊事業者からの御意見を伺いながら、今回いただいた御意見も含め、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、毎年度見直しを行ってまいります。</p>	D
6	<p>盛岡が大好きで、盛岡検定を取得しました。たくさんの人に訪れてもらい、盛岡の良さを感じてもらいたいです。</p> <p>観光案内所をふやしたり、ボランティアの育成などぜひ有効に活用していただきたいです。</p>	<p>概要資料5ページ記載の宿泊税の用途については、第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものです。</p> <p>今後も、観光客及び市内宿泊事業者からの御意見を伺いながら、今回いただいた御意見も含め、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、毎年度見直しを行ってまいります。</p>	D

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
7	<p>このパブリックコメントの提出先は市民税課であり収納を業務とする部署であるが、この税により事業を執行する権原のある観光課等がしっかりその使途を考えることが必要である。</p>	<p>概要資料5ページ記載の宿泊税の使途については、第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものです。 今後も、観光客及び市内宿泊事業者からの御意見を伺いながら、今回いただいた御意見も含め、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、毎年度見直しを行ってまいります。</p>	D
8	<p>宿泊税の使途については、主な内容として6項目が資料に記載されているが、このうち新規事業と既存継続の事業を明確にすべきではないか。 既存継続事業は、本来は基本的に既往の予算で対応すべきものであり、予算不足により十分な施策の実施が出来ないというジレンマがあるとは考えるが、しかし毎年概ね2億以上の税収入を考えると、何らかの新規事業を想定すべきではないかと思うが如何か。 既往事業としては、各所にある石柱の案内地図の更新（そもそも細かすぎて見にくいというえに色が薄くなり見にくいものや現在とは異なっているものも設置以来からなのか相当長期間現状のままである）、案内板の増設（岩手公園の歴史文化館の広場にあるような分かりやすいもの）、市内名所や観光地のパンフレット（地図）作成配布、配布場所の確保（市内の商業施設や配布ポストの設置など）、案内板（標識）の多言語化、デザインの統一（案内板、標識のデザインの統一については、お城を中心としたまちづくり事業の中でも議論になっており、デザインの統一、設置数などが議論になっている）等々多岐に渡るものとする。 また姉妹都市であるビクトリア市との関係からビクトリアロードとしてその一部は整備されているが、下の橋から岩手公園（毘沙門橋）までの間は全くそのような雰囲気はない。ビクトリアロードは生家から与の字橋間ではないか。 公園区域部分はそれなりの整備がされているが、中の橋を渡るとまた塗装材がことなるなど統一感が全くない。 郷土の偉人の生家の表示にしても中津川左岸親柱付近に傾いた看板があるだけである。相当の長い期間あの傾いた看板があるだけである。以前にも指摘したがそのままである。傾いているだけで管理されておらず、行政として郷土の偉人を大切に扱っているように見えない。市民にも観光客にも失礼と思うが如何か。また、生家の公園には同じような説明看板が2基設置してある、不思議に思っているが・・・。 せつかく新しい財源として億単位の税収入を見込めるならば、まずは市の担当職員が現場を確認して、その対応を考えるようにしないと意味のないものになってしまう。少なくとも税を支払った観光客に還元するような施策を講ずるべきである</p>	<p>宿泊税の使途である宿泊税活用事業は第5期観光推進計画のアクションプラン（具体的な施策）を中心とし、観光客及び市内宿泊事業者アンケートにおいて要望の大きかった内容を加えたものであり、宿泊税は、新規事業または拡充事業に活用してまいります。 新規事業もさることながら、既存事業であっても観光客の受入環境整備のために拡充するもの（例えば盛岡City-Wifiのエリア拡大など）もあり、宿泊税活用事業の内容は、いただいた御意見も含め、観光客アンケートや宿泊事業者アンケートなども踏まえて、毎年度見直しを行ってまいります。</p>	D

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
9	<p>宿泊税の活用事業について 今後、宿泊税の活用などにより、盛岡が観光地化したことによる観光公害が発生した場合は、宿泊税（緊急時等の対応）を用いて対応することとなるのか。</p>	<p>観光施策により、市民生活に支障を来すような観光公害が発生した場合における緊急的な対策につきましては、観光交流基金の活用も含め宿泊税を用いた対策も検討してまいります。</p>	D
10	<p>制度設計について 課税客体が捕捉しやすい点から、宿泊という行為への課税を正当化されているが、宿泊税を利用した観光施策は、必ずしも宿泊者のみに帰着しない。課税は困難であっても、公平性の観点から、観光関連産業に一定の財源を求める仕組みを設ける必要があるのではないか（例：基金を設置し、観光関連の企業や宿泊しない訪問客から寄付金や協力金のような形で拠出を求める）。 また、税収の使途を明確化する観点から、基金を設置することも必要ではないか（例：地方森林環境税）。現状で示された基金は緊急時対応となっているが、上記のような展開も検討いただきたい。</p>	<p>観光施策を展開するために自治体を取りうる財源確保策について、「収入の規模」及び「継続性・安定性」の観点から検討を行い法定外目的税による財源確保が最適であるとしたところです。また、課税客体について、旅行者等がとる観光行動を「課税客体の補足の便宜」及び「税を負担する力である担税力」の観点から検討を行ったところですが、観光行動のうち「宿泊」を課税客体とすることが適していると判断したものです。 また宿泊税は、条例で定める目的である「観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進その他の観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため」導入しようとするものです。 税収の使途の明確化に係る御意見につきましては、参考とさせていただきます。</p>	D
11	<p>他都市でも導入され盛んに報道されるようになった「宿泊税」であるが、先日の全員協議会でもある議員から指摘されていましたが、学校等の教育期間が実施する修学旅行は課税免除にできないものか。 全員協議会の中での市の答弁では、前年の修学旅行該当の税の総額は数百万程度（500万？程度）であったと発言されていた。この税の納税額は毎年上下するものと思うが、宿泊税の市の想定額2億5千万の2%程度の額であり、他都市が課税対象としているから同様の措置をするのではなく、逆に宿泊税の免除として盛岡市の優位性をアピールすべきではないかと考える。この少子化、児童数生徒数の減少の時代に、そのような配慮をしてもよろしいのではないかと考えるか如何か。 市の担当者は、課税する代わりに施設の入場・利用などに配慮するようなことも発言されていたが、団体利用はそもそもある一定の割引対象であり、目に見える免除をすべきと考える。</p>	<p>税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除事由とされている修学旅行及びその引率者等について免税しないことを考えております。 いただいた御意見のとおり、免税することで優位性のアピールになる面もありますが、宿泊税を活用して、修学旅行生の体験学習メニューに対する補助や市内に宿泊する学校に対する旅行費用への補助など、教育旅行誘致に向けた受入環境を充実させる事業を効果的に実施することで、各学校が修学旅行や学校行事での宿泊候補地として、今まで以上に本市を選んでいただけるよう取り組みたいと考えております。 また、宿泊税を活用した教育旅行誘致事業の効果や、課税免除事由とした場合の影響、他都市の状況を踏まえて、制度の見直しについて検討してまいります。</p>	C

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
12	<p>入湯税の課税免除との差について 入湯税と宿泊税の整理がどのようになっているか、市の整理を示す必要があるのではないかと。例えば、修学旅行生等の扱いが異なる点は合理的なのか。簡素な制度設計という観点で、一律200円とされているが、入湯税は免除で宿泊税は課税、というのはどのような根拠によるのか。どちらかに統一するのが、税制としては合理的なのではないか。</p> <p>なお、宿泊税の負担を同一とすることが公平であるという意見が見られたようだが（例：「税負担の公平性等から課税免除事項を設けるべきでないとの意見が多数」）、宿泊税で修学旅行者向けの施策を別途実施する場合、かえって公平性の観点から問題があるのではないかと（同じ負担をしているのに、修学旅行生は他の宿泊者に比して便益が大きくなってしまいうので、実質的に免除と同一となる可能性）。仮に入湯税の基準にそろえるのであれば、入湯税の特別徴収義務者の知見を、宿泊税の特別徴収義務者に共有することで解消できるのではないかと。</p> <p>なお、免税点を設けている場合、修学旅行生は宿泊税を負担しない可能性がある。また、宿泊税の導入に伴い入湯税を引き下げた事例も存在する。入湯税に加え、宿泊税を一律200円追加しているので、丁寧な整理をお願いしたい。</p>	<p>入湯税は鉱泉浴場の利用を課税客体とした目的税であり、地方税法によりその用途が定められたものとなります。宿泊税は、宿泊行為を課税客体とした法定外目的税となっております。観光の振興を図るという共通の課税の目的を有しておりますが、宿泊税は、「広く観光資源の魅力の向上、国内外の人々の来訪及び交流の促進」を具体的に掲げ、それらの用途に充てることとしているため、入湯税と異なる税制度と捉えております。そのため、入湯税の制度と統一的な取扱いをしないことについて不合理ではないと考えております。</p> <p>このことから、宿泊税では、税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除事由とされている修学旅行及びその引率者等について免税しないことを考えております。</p> <p>なお、教育旅行（修学旅行）の誘致については、教育旅行経験者が将来の盛岡ファン、リピーターとなることで、宿泊税の導入目的である「国内外の人々の来訪及び交流の促進」につながるものであり、受入環境整備に取り組む必要があると考えております。</p> <p>また、宿泊税の導入に伴う入湯税の税率の引き下げについてですが、入湯税の制度の見直しは検討しておりませんので、ご理解のほどお願いいたします。</p>	D
13	<p>第4項「税率」の設定について 今回、盛岡市は、修学旅行などの学校行事への参加者及び引率者等について、課税免除を行わないこととしましたが、反対意見もあったと思われます。</p> <p>第21項では、検討について盛り込まれたことから、規則等で把握するよう定め、修学旅行者数の推移をきちんと把握できるようにし、数値に基づき、修学旅行者数の課税免除の是非について、検討を行っていただきたいです。</p>	<p>税負担の公平性及び簡素で分かりやすい課税の観点から、一部の先行自治体で課税免除事由とされている修学旅行及びその引率者等について免税しないことを考えておりますが、宿泊税の導入後も、修学旅行者数の実態把握に努めるとともに、宿泊税を活用した教育旅行誘致事業の効果や、課税免除事由とした場合の影響、他都市の状況を踏まえて、制度の見直しについて検討してまいります。</p>	C

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
14	<p>第7項「特別徴収義務者の申告等」の把握方法について 特別徴収義務者である宿泊事業者が申告書を提出しない場合、すなわち意図的な隠匿や悪意ある未申告への対応について、第15項「賦課徴収」により、地方税法などにより、調査が可能であると思いますが、特別徴収義務者の所管官庁が業態により異なっていること（旅館業は保健所、住宅宿泊事業は盛岡広域振興局）を踏まえると、情報把握の難易度にも差異があります。</p> <p>旅館業者については、入湯税との関連により市が一定の情報を把握できる可能性がある一方、民泊事業者については、市が直接的に把握できる方法が乏しいと推察されます。</p> <p>条例制定に際しては、観光課及び市民税課のみならず、旅館業・住宅宿泊事業の所管部局（岩手県）との連携体制を構築し、施行後の運用に万全を期していただきたいと思ひます。</p>	<p>特別徴収義務者の把握につきまして、岩手県をはじめ市の関係課と連携し、施行後の運用に万全を期すよう努めてまいります。</p>	D
15	<p>第13項「特別徴収義務者の帳簿の記載義務等」の保存方法について 帳簿や書類の保存方法について、現在の骨子案では明確な保存媒体に関する規定がないように見受けられます。帳簿は、紙による備え付けを想定されているのでしょうか。</p> <p>今回、宿泊税額が一律200円とされたことで、管理の簡素化を図っていることは理解できますが、現代の事業運営においては、紙媒体による保存に加え、電磁的記録での保存が一般的かつ効率的です。</p> <p>また、資料（盛岡市における宿泊税の導入について）のP17にある宿泊税導入に伴う精算システムで管理できるものではないのでしょうか。</p> <p>よって、金沢市など宿泊条例などと同様に保存媒体について「電磁的記録による保存も可」とすることで、事業者にとっても実務上の負担軽減となるものと考えます。</p>	<p>帳簿や書類の保存方法について、紙媒体、電磁的記録、どちらの方法でも保存いただくことが可能です。</p> <p>宿泊事業者には、わかりやすいよう周知に努めてまいります。</p>	D
16	<p>宿泊税を徴収するのはいいと思うが、どのような形で、旅行客やホテルなどの事業者で還元されるのか明確にした方がいいと思う。</p>	<p>資料の制度概要の中に記載はしてありませんでしたが、宿泊税を活用して実施した事業の内容につきましては、市ホームページなどを通じて毎年度公表を行う予定です。</p>	D
17	<p>数年前から観光客がとて増えたように感じます。せっかく来てくれた観光客に、もっと盛岡を知ってもらえるように使ってほしいです。市民にもわかりやすく、どのように使われているのか知る機会がたくさんあるとより良いと思ひます。</p>	<p>資料の制度概要の中に記載はしてありませんでしたが、宿泊税を活用して実施した事業の内容につきましては、市ホームページなどを通じて毎年度公表を行う予定です。</p>	D

No.	意見内容	盛岡市の考え方	反映区分
18	<p>担税者への説明について 宿泊者の理解醸成や説明責任を果たすといった観点から、宿泊税収の用途を分かりやすく提示することが必要だと考える。HPでの掲載のみならず、宿泊者にとってわかりやすい説明のあり方を求めたい。</p>	<p>資料の制度概要の中に記載はしてはしていませんでしたが、宿泊税を活用して実施した事業の内容につきましては、市ホームページなどを通じて毎年度公表を行う予定です。</p>	D
19	<p>ホテルに勤務するものですが、従事する者・ご利用されるお客様がわかりやすいものだと助かります。</p>	<p>宿泊税の導入にあたり、宿泊者にも宿泊事業者にもわかりやすいよう周知に努めてまいります。</p>	D
20	<p>未来像としては、盛岡での宿泊税実施を足掛かりに、他市でも同様に実施して、岩手県全体として観光都市へと成長してほしい。</p>	<p>御意見を参考に、交流人口の増加につながる事業内容となるよう、取り組んでまいります。</p>	D
21	<p>観光客アンケートについて アンケートの原本がないのでわからなかったが、観光客の回答者は宿泊者であったのか？ また、「令和5年市内宿泊施設延べ宿泊者数およそ128万人泊」といった記載もある。100名程度の回答者の意見が、どの程度実態を反映しているのか、市の考え方を提示したうえで、結果を活用いただきたい（この規模のサンプルで用途を検討することの妥当性等）。</p>	<p>観光客アンケートは、導入に向けた検討材料とするために、相応しいと思う宿泊税の使い道や宿泊税の負担感などについて調査することを目的に、を市内宿泊施設（30施設）への宿泊者及び盛岡駅内いわて・盛岡広域観光センター利用者を対象に実施したもので、113人から回答を得ました。 宿泊税の用途については、観光客アンケートのほか、宿泊事業者アンケートや事業者説明会での御意見、第5期観光推進計画におけるアクションプラン等を踏まえて検討している内容となりますが、観光客アンケートにおけるサンプル数については、いただいた御意見を参考とさせていただきますとともに、今後も、観光客及び市内宿泊事業者からの御意見を伺う機会を設けてまいります。</p>	D